

平成29年5月25日

教育委員会第5回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第5回定例会記録

◇開会年月日 平成29年5月25日（木曜日） 午後 1時29分開会
午後 2時12分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部 邦英 君	委員 (委員長職務代行者)	津嶋 ユウ 君
委員	今井 多貴子 君	委員	杉山 昌行 君
教育 長	境 直彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	草刈 敏雄 君	事務局 次長	佐藤 徳郎 君
事務局 次長 (震災復興 担当)	前原 義久 君	教育総務課 長	佐々木 貞義 君
学校教育課 長	平塚 隆 君	学校安全推進 課 長 補 佐	千葉 正人 君
学校管理課 長	三浦 司 君	生涯学習課 長	武山 専太郎 君
複合文化施設 開設準備室 長	佐々木 淳 君	体育振興課 長	大森 和彦 君
学校整備 施設 長	佐々木 勇人 君		

◇書 記

教育総務課 課 長 補 佐	星 憲 君	教育総務課 教 主	加藤 陽子 君
教育総務 課 主 事	久光 雄介 君		

◇付議事件

一般事務報告
・教育長報告

- ・平成29年度教育費に係る補正予算要求（6月補正）について
- ・石巻市旧観慶丸商店について

審議事項

- 第22号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令
- 第23号議案 石巻市教育委員会内組織の相互援助に関する規程の一部を改正する訓令
- 第24号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について
- 第25号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について
- 第26号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 第27号議案 職員の人事について ※追加議案

その他

午後 1時29分開会

○委員長（阿部邦英君） それでは、おそろいですので、ただいまから平成29年第5回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はございません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、杉山委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

教育長報告

○委員長（阿部邦英君） それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が3件、審議事項が5件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長からご報告をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、一般事務報告としまして、石巻市議会臨時会、学校関係と教育委員会協議会等の会議の3点について報告いたします。

始めに、教育委員の任命についてです。

22日に、石巻市議会に市長より上程されました教育委員の任命に関して同意を求める議案についてが審議され、原案のとおり承認されております。阿部委員長さんの再任と津嶋ユウ委員の退任に伴い、新たに遠藤俊子さんが委員となり、あす、市長室にて市長より辞令の交付予定で、その後、臨時教育委員会を開催する予定でございます。

次に、各学校関係ですが、5月に入り、学校行事も順調に行っております。小学校では、先週の土曜日、20日に30校で運動会が行われました。子供たちの元気あふれる演技や競技に、地域の方々も楽しんでいただいたものと思っております。

また、中学校では、修学旅行等の行事も終わりました。来月の中学校の総合体育大会の地区大会に向けて、練習に励んでいるところであります。

次に、各学校の校長と私の人事評価の面談を行っておるわけですが、5月30日で全員と終了予定であります。また、宮城県東部教育事務所の所長と学校訪問が5月15日から始まりまして、来月、6月8日で終了する予定でございます。

次に、教育委員会協議会等の会議関係です。

宮城県市町村教育委員会協議会では、5月11日に大崎市で定期総会が開催され、委員の皆さんに出席いただきました。

次に、全国都市教育長協議会定期総会が、5月18、19日の2日間、奈良県奈良市で開催され、全国から、対象人数は802名ですが、551名の教育長が参加しました。新役員として、会長には長崎市の馬場豊子教育長がなり、初の女性会長ということになっております。

以上、報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） ございませつか。

平成29年度教育費に係る補正予算要求（6月補正）について

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、次に入ります。

平成29年度教育費に係る補正予算要求について、教育総務課長からご報告をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、平成29年度教育費に係る補正予算要求についてご説明申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料をご覧ください。

本報告につきましては、平成29年石巻市議会第2回定例会に提案するため、現在、事務局で編成作業を行っている教育費関連の予算要求について報告するものでございます。

それでは、主な内容についてご説明申し上げます。

始めに、歳出からご説明いたしますので、2ページをご覧ください。

歳出につきましては、8件計上しております。番号1、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業費では、オリンピック・パラリンピック教育を推進するため、事業に要する経費を要求しております。

次に、番号2、教育指導奨励費では、ミュージカル「ジパング青春記」に招待された小中学校の観劇に係るバス送迎費を要求しております。

次に、番号3、原子力・エネルギーに関する教育支援事業費では、事業計画を見直し、エネルギー教育に関する施設計画を追加したことから、所要額を要求しております。

次に、番号4、実践的安全教育総合支援事業費では、学校における安全教育、安全管理の充実を図るため、学校防災アドバイザー等の活用や緊急地震速報受信機の導入などに要する経費を要求しております。

次に、番号5、小学校施設維持整備費では、旧飯野川第二小学校の屋内運動場及びプールの解体工事に要する経費を要求しております。

次に、番号6、スポーツ国際大会等機運醸成事業費では、ラグビーワールドカップ2019及び2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて、市民の機運醸成を図るため、事業に要する経費を要求しております。

次に、番号7、学校給食センター運営費では、石巻西学校給食センターを解体し、東松島市に土地を返還するため、工事に要する経費を要求しております。

次に、番号8、荻浜公民館災害復旧費では、荻浜支所との複合施設として整備する荻浜公民館の建設費を要求しております。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、1ページにお戻り願います。

歳入は、8件計上しております。番号1、学校給食センター災害復旧費負担金（過年度分）では、被災した湊及び渡波学校給食センターに係る災害復旧費負担金について、額が確定したことにより要求するものであります。

次に、番号2、教育支援体制整備事業費補助金では、事業の内定に伴い、新たに国庫補助金を要求するものであります。

次に、番号3、原子力・エネルギーに関する教育支援事業費補助金、番号6、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業費委託金並びに番号7、実践的安全教育総合支援事業費委託金では、歳出に計上しました各事業に係る県支出金を要求するものであります。

次に、番号4、学び支援コーディネーター等配置事業費交付金及び番号5、同委託金では、県委託事業から交付金事業への変更に伴う予算の組替えを要求しております。

次に、番号8、災害復旧費寄附金（教育委員会分）では、学校教育等に関して寄せられた寄附金を要求しております。

次に、繰越明許費につきましてご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

番号1、荻浜公民館災害復旧事業では、建設工事が12カ月を要し、年度内には完成しないものと見込まれるため、繰越明許費を要求するものであります。

以上が今回の補正予算の要求となりますが、要求内容及び要求額は現時点でのものであり、今後の編成作業の過程で変更となる場合もございますので、ご了承願います。

以上で、一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対して、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 教育長、どうぞ。

○教育長（境 直彦君） 2ページの歳出の2番ですが、これは、来年1月から2月にかけて、仙台の電力ホールで、秋田県大仙市にある「劇団わらび座」がミュージカルを公演するのですが、その中身が、支倉常長のサン・ファン・パウティスタの出航にかかわる一連の歴史的事実に基づいた流れをミュージカル仕立てにするということでございます。

県内の官民でつくる実行委員会が組織されていまして、宮城の子供たち1万人を招待する実行委員会ということで、仙台市と石巻市の子供たちがその対象になっております。既に、今年の4月、5月で予約が全て整いまして、石巻からも2,000名を超える子供たちがこのミュージカルを観劇することができることとなりました。チケット料金は実行委員会でご負担していただけるのですが、実行委員会ではバス輸送まではできませんので、教育指導、学校行事として行くということで、学校教育課の予算にある教育指導奨励費に、今回、補正で送迎費を計上するというものです。ほとんどの小学校の5、6年生と、中学校が手を挙げたのが3校ありますので、石巻市全体で2,000名を超える子供たちが観劇をするということでございます。

サン・ファン館の濱田館長先生が宮城学院女子大学の平川学長先生とかかわっておりまして、かなり歴史的事実にも基づいた内容で、慶長の天津波から物語が始まり、舞台は、石巻の一つの浜を舞台にするという展開で進めているということでございます。

補足でございます。

○委員長（阿部邦英君） 今井委員。

○委員（今井多貴子君） すみません、それに伴って、これは、2,000名の小中学生ということでしたけれども、学校ごとですか、それとも、これは希望を募ってというのですか。

○教育長（境 直彦君） 学校ごと、学年全員です。

○委員（今井多貴子君） 学年。5、6年生を。

○教育長（境 直彦君） 5年生が行く場合と、6年生が行く学校と、それぞれ、学校で検討して、それぞれ学校で決めています。

○委員（今井多貴子君） 学校で手を挙げてという意味ですね。

○教育長（境 直彦君） はい。5年生か6年生という。1学年。

- 委員（今井多貴子君） 個人ではなくて。わかりました。
- 教育長（境 直彦君） 学校の教員が引率するという事になっています。
- 委員長（阿部邦英君） よろしいでしょうか。
- 委員（今井多貴子君） ありがとうございます。
- 委員長（阿部邦英君） ほかになければ。ありませんか。
- （「ありません」との声あり）

石巻市旧観慶丸商店について

- 委員長（阿部邦英君） では、次に、石巻市旧観慶丸商店について、生涯学習課長からご説明をお願いいたします。
- 生涯学習課長（武山専太郎君） それでは、石巻市旧観慶丸商店についてご説明申し上げますので、資料2の4ページをご覧ください。

旧観慶丸商店につきましては、平成25年に建物が市に寄贈され、平成27年10月、市有形文化財に指定、その後、東日本大震災の災害復旧工事を経て、先月開館いたしましたので、これまでの経過や今後の予定等について報告させていただきます。

まず、1のこれまでの経過でございますが、本年2月末に災害復旧工事が完了し、4月2日に開館、5月7日まで、開館記念として、浅井元義氏の絵画展を開催いたしました。会期中は、市内外から2,439名という多くの方々の来場がありました。その後、5月15日に文化団体等の代表者の方々と利活用に関する意見交換会を開催し、ご意見やご提言をいただいております。

次に、2の今後の予定でございますが、7月22日から9月10日まで開催されるReborn-Art Festivalの展示会場として貸し出す予定としており、再開館は11月を予定しております。その間、市議会第3回定例会に設置条例の提案や管理規則、観覧料規則などを制定予定としております。

また、再開館後は、平成30年4月からの指定管理者による運営に向け、事務を進めてまいります。

3の今後の活用についてでございますが、1階は、市民の方々が気軽に立ち寄れる場としての交流スペースと貸し出しをする企画展示スペースを計画しております。2階は、平成32年度末に開館予定の（仮称）石巻市複合文化施設のサテライト展示室として、毛利コレクションや旧観慶丸商店資料、懐かしい道具などの展示を計画しております。

なお、消防法等により、1、2階の居室部分と3階は利用規制がありますが、3階は、年4

回程度入場者を制限した上で、特別公開日を設けたいと考えております。

4の運営方法ですが、開館時間は午前9時から午後5時まで、ただし、1階については午後9時まで延長可とする予定でございます。休館日は、近隣施設の石ノ森萬画館と同じ火曜日とし、ほかに年末年始も休館日とする予定でございます。

なお、詳細につきましては、意見交換会での意見等も反映させるべく、今後、検討してまいります。

5の影響・効果でございますが、旧観慶丸商店の保存活用事業は、石巻市中心市街地活性化基本計画にも位置づけられており、平成32年度末に完成予定の（仮称）石巻市複合文化施設のサテライト展示施設とすることで、他事業との相互作用や、石ノ森萬画館や中瀬に復元するハリストス正教会教会堂への動線に当たることから、中心市街地への誘客要因になると考えております。

さらに、1階に設ける交流スペースが市民のコミュニティーの拠点施設として、また、展示企画スペースが市民による文化活動の場など、市街地における文化発信の拠点として、市民の芸術文化の向上も図られると考えております。

以上で、一般事務報告を終わらせていただきます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対して、ご質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

第22号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に、審議事項に入ります。

第22号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、ただいま上程されました第22号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、市長部局の事務決裁規程について、課長の代決者として技術課長補佐及び技術室長補佐が追加されたことから、教育委員会においても同様に、決裁規程の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明を申し上げますので、表紙番号1の1ページ、あわせて、表紙番号3の新旧対照表の1ページをご覧ください。

第8条は、専決事項の代決者について定めておりますが、課長の代決者として規定されてい

た「事務所長補佐」を「技術課長補佐、技術室長補佐」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成29年5月25日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第22号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） ご異議ございませんので、第22号議案につきましては、原案のとおり可決いたします。

第23号議案 石巻市教育委員会内組織の相互援助に関する規程の一部を改正する訓令

○委員長（阿部邦英君） 次に、第23号議案 石巻市教育委員会内組織の相互援助に関する規程の一部を改正する訓令を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、ただいま上程されました第23号議案 石巻市教育委員会内組織の相互援助に関する規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、市長部局内各課の相互援助の実施に関する規程について援助を行う期間を延長する改正が行われたことから、教育委員会においても同様の取扱いとするとともに、相互援助を適用する組織の範囲を改める改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の2ページ、あわせて、表紙番号3の新旧対照表の2ページをご覧ください。

始めに、題名については、教育委員会職員の相互援助の実施に関する規程と改めるものでございます。

第3条は、相互援助を適用する組織の範囲を改め、学校等も相互援助を適用する組織の範囲内に含めるものでございます。

第4条は、援助の回数等について、援助の期間を1年度につき3月以内とするとともに、業務運営上必要がある場合は、3月以内に限り延長することができるものとし、また、その期間内において、1回に限り延長できるよう改めるものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成29年5月25日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第23号議案 石巻市教育委員会内組織の相互援助に関する規程の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ご異議ございませんので、第23号議案につきましては、原案のとおり可決をいたします。

第24号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第24号議案 石巻市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長（武山専太郎君） ただいま上程されました第24号議案 石巻市社会教育委員の委嘱についてご説明申し上げますので、表紙番号1の3ページをご覧ください。

本案は、現在委嘱しております社会教育委員の任期が本年5月31日をもって満了することから、社会教育法第15条第2項及び石巻市社会教育委員に関する条例第2条の規定により委嘱しようとするものです。

任期につきましては、本年6月1日から平成31年5月31日までの2年間でございます。

選出に当たっては、社会教育に関し地域の実情に明るく、専門的知見や助言を得られる方を選任しております。

次のページをご覧ください。

委員構成は、各地区選出6名、社会教育関係団体選出2名、学識経験者選出1名、校長会選出2名の11名となっており、新任委員は、石巻地区の千葉美貴子氏、社会教育関係団体の千葉憲次氏、学識経験者の三森敏正氏、校長会選出の中塩栄一氏の4名でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたしま

す。ございませんか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) それでは、ないようでしたら、第24号議案 石巻市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) ご異議ございませんので、第24号議案については、原案のとおり可決いたします。

第25号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について

○委員長(阿部邦英君) 次に、第25号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。

これも、生涯学習課長から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長(武山専太郎君) ただいま上程されました第25号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱についてご説明申し上げますので、表紙番号1の5ページをご覧ください。

本案は、現在委嘱しております委員の任期が本年5月31日をもって満了することから、石巻市文化財保護条例第6条の規定により委嘱しようとするものであります。

任期につきましては、本年6月1日から平成31年5月31日までの2年間でございます。

選出に当たっては、文化財や地域の歴史に明るく、専門的知見や助言を得られる方を選任しております。

次のページをご覧ください。

委員構成は、地区選出6名、分野選出4名の10名となっており、全員再任でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(阿部邦英君) ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) それでは、ないようですので、第25号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) ご異議ございませんので、第25号議案につきましては、原案のとおり可決をいたします。

第26号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第26号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いいたします。

○体育振興課長（大森和彦君） 第26号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてご説明申し上げますので、表紙番号1、定例会議案の7ページと8ページをご覧ください。

現在、委員の任期は、平成27年11月1日から平成29年10月31日までの2年間となっておりますが、8ページの委員名簿にございます、宮城県高等学校体育連盟石巻支部より推薦されておりました佐藤明嘉委員が平成29年4月1日付けにて石巻工業高等学校から異動され、同審議会委員を退任されたことから、石巻市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により、新たに委員を委嘱するものでございます。

委嘱する委員の任期でございますが、石巻市スポーツ推進審議会条例第5条のただし書により、本来であれば前任者の在任期間となる平成29年4月1日からとなるところでございますが、推薦団体であります宮城県高等学校体育連盟石巻支部の支部長が5月9日に決定される旨の報告がございましたので、その時点からの推薦、委嘱となることから、平成29年5月9日から同年10月31日までとしております。

新たに委嘱いたします委員につきましては、石巻市スポーツ推進審議会条例第3条第2項第1号に基づく学識経験者として、宮城県高等学校体育連盟石巻支部から推薦されました石巻工業高等学校長澁谷貴彦氏でございます。

なお、澁谷氏は、同体育連盟石巻支部の支部長であります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。ありませんか。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようですので、第26号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） ご異議ございませんので、第26号議案につきましては、原案のとおり可決いたします。

日程追加について

○委員長（阿部邦英君）　ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事日程に、職員の人事についてを追加していただきたい旨、事務局から申し出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定に基づき、議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君）　それでは、ご異議ございませんので、職員の人事についてを第27号議案として日程に追加いたします。

第27号議案 職員の人事について

○委員長（阿部邦英君）　それでは、第27号議案 職員の人事についてを議題といたします。

ここで、再度、委員の皆様にお諮りいたします。

第27号議案につきましては人事案件ですので、秘密会として審議することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君）　ご異議ございませんので、第27号議案は秘密会で審議することといたします。

それでは、委員及び関係説明員以外の方々、退席をお願いいたします。

（秘密会開催）

その他

○委員長（阿部邦英君）　それでは、審議事項を終了しまして、その他に入ります。

始めに、委員方からございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君）　ちょっとお伺いしたいことがありまして、新しく学期が始まりまして、各学校で行事等が行われていることを先ほど教育長からお伺いしたところなんですが、実は、新年度になって、各小学校、中学校の父兄の方が私のところに相談にみえられて、いじめと障害のことだったんです。

新学期が始まってまだ間がないのに、数名、学校は全部違います、数名の方が相談に来て、ではうちの教室の中で何とか対処しましょうということにはなったんですが、それはどういうことかといいますと、中学生の場合は、いじめに捉えるのか、本人の問題なのかちょっと見当がつかないようなことが今、水面下で起きている。それは何かというと、学校でいじめに対するアンケート調査というのを各学校で行ったと思いますが、おそらくそれには挙がらない事例だと思いました。それは、当てはまらない事例と思われました。

5月21日に相談を受けたんですが、今、子供たちの中で、シカトされる、昔とか前までは、シカトされている子供たちが、じゃ、自分だけでもいいから、友達ができなくてもいいから、学校へ行っているんなことを学びましょうという感じで父兄は送り出すんですけども、友達ができない、つくりにくい子供たちに対して、生徒間では「ぼっち」と呼称するそうです。それは、学校の先生方が認識していらっしゃるのかどうかわからないんですけども、学校のカウンセラーの先生に相談するよという旨を伝えたんですけども、それが複数の中学校の生徒にわたったので。

その中学校は、私から見て、今まで問題があると上がってきたような学校ではなかったので、これ、水面下で何かあるのかな、学校で把握しにくいところで何か起きているのかなという気がして。その子供がだんだん鬱状態になっていくんです。例えば、すごくさもないことなんですけれども、ぼっちの靴は1つ間を置いて置くとか、靴をそろえておきなさいと言うと、ぼっちの子のところには靴を置かないんです。並べないんです。少し間を置いて並べるというような、少し見えにくい集団的な、誰が誰をというよりは、集団的な扱い方というか、今までにない感じでそれが広がってきているのかなと。そしてそれが校長会等で、各学校から上がってきているのか心配だったので、これ、黙っておくと問題が起きてくるなど。学校へ行きにくくなって来るんですね。学校を休みたい、学校へ行きたくないと。それで、親が聞いたらそういう状態だと。

もう1つの事例は、小学校2年生で既に学校を休みがちになっている1人の児童の件です。その子は、学校へ行きにくくて、家にいると絵だけを描いていて、勉強しようとはしないというから、それじゃというので、うちの教室で、何を描いているのか見ていないので、私が把握できないものですから、そういうことで、じゃやってみましょうということで始まったんですが、何が起きているんですかと、学校でどんなことをされたか、しているのかということを知りたいら、その子自体に適応障害があるのではないかと思われる。お母さんと私との話合いの中でですけども、適応障害があつて、それを学校で担任なり主任なりが把握できていないまま

に小学校1年生から2年生に上がってきてしまっていて、いよいよもって、学校へ行きにくくなってきているという事例があったので、それを今、すごく一生懸命各学校が力を入れているところではあるかと思うんですが、何か水面下でじわーっと嫌な流れが起きているなというのがありました。

それと、インクルーシブ教育に対する考え方なんですが、もう一つの事例は、少し長くなって申し訳ありません、もう一つの事例は、難聴、耳が聞こえにくい、耳に器具を入れている子供たちが普通学校、健常児と一緒に勉強している、勉強できるので、支援学校ではなく普通の学校に入れているという事例なんですけれども、どういう1日を過ごしていますかと聞いたところ、ほとんどが別室学習になっていて、通常教室になじめていないとのこと。その子は、すごく能力的にしっかりしていて、しっかりした支援員の人が付けば、言語も聞き取れますし、読み取れる状態であっても、別室学習になっているということは、インクルーシブ教育ということの意味合いの捉え方がいかなものなんだろうか。

その子は、間違いなく、教室では学校の先生のお話を聞き取れます。支援員が付かなければならない場面というのは、一気に音を聞くときなんです。わーっと騒がれてしまうと、器械を耳に入れていきますので、聞き取りにくくなるというハンディーはどうしてもあるんですけれども、学校の授業に関して、別室の学習にしなければならないくらいなのであろうかというのは、少し不安です。お母さんも、支援学校から入れた意味合いがなくて、二、三人の勉強になってしまって。支援学校はもっと大勢いたわけですから、学校内だったら。その辺を学校ではどのような指導をなさっているのかなというのが少し心配です。

何件かがまとまって、それぞれが相談にみえたので、捉え方、各学校の教育の捉え方に少し誤差が出てきているのかなというか、指導差が見え隠れするものですから、こういうことがあるんだということを知らせていただいて、警鐘を鳴らしておいていただきたいなと思いました。

ちょっと、これは疑問とか質問ではなくて、そう思いましたので、一応、この場をお借りして、各課長さん方、皆さんいらっしゃるのでお話をした次第です。長くなって申し訳ありません。

○委員長（阿部邦英君） では、学校教育課を初め、関係各課、よろしく願いいたします。

それでは、各課長方からございましたらお願いします。ありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようですので、次回の定例会の日程等についてお願いいたします。

○事務局（星 憲君） 次回、6月の定例会につきましては、6月29日木曜日、午後3時から開催する予定です。

場所につきましては、市役所本庁舎4階、庁議室を予定しております。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後 2時12分閉会

教育委員長 阿 部 邦 英
署名委員 杉 山 昌 行